○厚生労働省令第四十九号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)第十五条第四項の規定に基づ

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則 (平成二十一年厚生労働省令第七十五号)の一部を次

の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額	一 認定非入所者の前年の所得に基づき算出した課税総所得金額
。 合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる第二十三条 非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場(支給停止)	。 合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる第二十三条 非入所者給与金は、次の各号のいずれかに該当する場(支給停止)
(非入所者給与金の額) (非入所者と見いるところによる部町村民税の賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)を認定非入所者の関定による市町村民税の賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)を認定非入所者の関立による認定非入所者に支給する非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者が、認定非入所者以上、当該市町村民税の賦期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)を認定非入所者の規定による認定非入所者に支給する非入所者が、認定非入所者の対で除して得たるの当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得たるの。 (中国百八十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得たるの。 (中国百八十円を当該世帯に属する認定非入所者の数で除して得たるの。)	(非入所者給与金の額) (非入所者給与金の額) (非入所者給与金は、月を単位として支給するものとし、それの月額は、次の各号に掲げる認定非入所者の区分に応じ、それでお当該各号に掲げる額とする。 一 市町村民税非課税者(第十八条第一項の規定による認定の請求を行う月の属する年度(当該請求を四月又は五月に行う場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の開政を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によいで同法の施行地に住所を有しない者を除く。)を認定非入所者の属する世帯において認定非入所者が、認定非入所者又は認定退所者でない配偶者又は一親等の尊属を扶養するときの当該世帯に属する認定非入所者に支給する非入所者が、認定非入所者以、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する月額に一万四月額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定するとして得たの調を加算した額とする。
改正前	改正後
(份級音与に改回音与)	

二 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (略) 一 (のに) 百三十九万三千円を下回るとき。 が、法令に違反する事実があったことを直接の原因として一時

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセ

ン病療養所非入所者給与金(次項において「非入所者給与金」という。)の額については、 なお従前 の例

による。

3 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(以下この項において「規則」という。)第二十一

条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、令

和六年七月までの間は、この省令による改正後の規則第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 な

お従前の例による。